

○庄原市畜産振興補助金交付要綱

平成30年3月28日告示第32号

改正

令和4年3月30日告示第28号

令和5年3月31日告示第42号

庄原市畜産振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産農家等に対し、予算の範囲内で庄原市畜産振興補助金（以下「補助金」という。）を交付し、畜産経営の安定化を図ることにより、本市の畜産振興に資するため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市内で和牛、乳用牛又は豚を飼養する畜産農家、法人（市外の企業が經營するものを除く。）及び団体（以下「農業者等」という。）であること。
- (2) 家畜排せつ物の管理について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の規定を遵守していること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象事業は、次条に定める交付申請を行う年度の4月1日以降に実施するものとする。

3 補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市畜産振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、庄原市畜産振興補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは庄原市畜産振興補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
(届出等の義務)

第6条 前条に定める交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業着手と同時に事業着手届を、事業完成と同時に事業完成届を市長に提出しなければならない。
(事業計画の変更等)

第7条 補助事業者は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、庄原市畜産振興補助金計画変更承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 補助事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更

(2) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の変更

(3) 交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、これを承認し、庄原市畜産振興補助金計画変更承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、庄原市畜産振興補助金事業中止（廃止）申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市畜産振興補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市畜産振興補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市畜産振興補助金交付請求書（様式第11号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月30日告示第28号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第42号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費等	補助率等
アカバネ病予防対策事業	繁殖用和牛又は乳用牛を飼養する農業者等が、牛異常産の予防を目的に実施するワクチン接種に要する経費	補助対象経費の3分の1以内。ただし、1年間1頭当たり1回を限度とし、1回当たりの対象経費の上限は、牛異常産三種混合ワクチン単価とする。
繁殖用和牛造成推進事業	1 補助対象経費 和牛を飼養する農業者等が基礎牛の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は自家保留に要する経費 2 補助対象要件 対象となる繁殖用和牛（以下「対象牛」と	1 基本額 1頭当たり5万円 2 導入加算 1頭当たり2万円以内 3 増頭加算

	<p>いう。) を 3 年以上継続して飼養すること。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 同一の対象牛に対する補助は、1回限りとする。</p> <p>(2) 対象牛の死亡等市長が特に必要と認めたときは、補助金の返還を免除することができる。</p>	<p>1頭当たり 5 万円以内</p> <p>4 法人加算</p> <p>1頭当たり 10 万円以内。ただし、法人加算は、6頭以上を飼養している法人が増頭する場合のみを対象とし、通算補助対象頭数の上限を 30 頭とする。</p>
和牛ヘルパー利用 促進事業	和牛を飼養する農業者等が、市内のヘルパー利用組合が行う和牛ヘルパー事業の利用に要する経費	補助対象経費の 3 分の 1 以内
乳用牛増頭推進事業	<p>1 補助対象経費</p> <p>乳用牛を飼養する農業者等が、乳用牛の増頭及び乳量の高い高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費</p> <p>2 補助対象要件</p> <p>(1) 5 年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。</p> <p>(2) 乳用牛群検定事業を実施していること。</p> <p>(3) 導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。</p>	<p>1 導入による増頭</p> <p>1頭当たり 7 万円以内</p> <p>2 導入による更新</p> <p>1頭当たり 35,000 円以内</p> <p>3 自家保留</p> <p>1頭当たり 1 万円以内。ただし、自家保留は初産分娩をもって対象とする。</p>
乳用牛受精卵導入事業	乳用牛を飼養する農業者等が、乳用牛へ広島県が造成した黒毛和種の種雄牛の精子を交配させた受精卵を移植する経費	補助対象経費の 3 分の 1 以内で、1 回当たりの上限は 8,500 円とする。ただし、補助の対象とする同一牛への移植は年 2 回以内とする。

乳用牛群検定事業	乳用牛を飼養する農業者等が、広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費	補助対象経費の10分の2以内
乳用牛ヘルパー利用促進事業	乳用牛を飼養する農業者等が、広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費	補助対象経費の15分の1以内
豚防疫対策事業	豚を飼養する農業者等が、豚の伝染病の予防接種等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内
種豚確保対策事業	豚を飼養する農業者等が、自家利用する繁殖用種豚（雌雄）を生産するための純粋種精液の利用に要する経費	純粋種精液1セット当たり1万円以内
家畜飼養施設増改築等支援事業	<p>1 補助対象経費</p> <p>和牛、乳用牛又は豚を飼養する農業者等が、飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得及び給排水設備その他飼養に必要な施設の整備（以下「増改築等」という。）のために必要な経費</p> <p>2 補助対象要件</p> <p>(1) 飼養技術を習得し、事業実施後5年以上継続して家畜飼養が確実であること及び増頭の計画があり、適正な建物規模であること。</p> <p>(2) 増改築等に必要な資金計画ができていること。</p>	<p>補助対象経費（次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を上限等とする。）の4分の1以内。</p> <p>(1) 畜舎の新築 上限500万円</p> <p>(2) 畜舎の増改築 上限200万円、下限50万円</p> <p>(3) 堆肥舎の新築 上限300万円</p> <p>(4) 堆肥舎の増改築 上限100万円、下限30万円</p> <p>(5) 既存施設の取得</p>

	<p>(3) 建設用地の確保及び農地転用など、制度上必要な手続が完了していること。</p>	上限500万円
	<p>(6) 給排水設備その他の飼養に必要な施設の整備</p>	上限100万円、下限30万円
水田放牧促進事業	<p>1 補助対象経費</p> <p>和牛を飼養する農業者等が、市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費</p> <p>2 補助対象要件</p> <p>(1) 市内の転作田等に放牧すること。</p> <p>(2) 耕種農家が所有する転作田等に放牧する場合、所有する農家と放牧契約を結ぶこと。</p> <p>(3) 牧柵の種類は、電気牧柵、有刺鉄線等とする。</p> <p>(4) 放牧する面積を原則1区画50アール以上とし、谷間など範囲が限定される場合においては、概ね30アールとすること。</p> <p>(5) 複数箇所で牧柵等を設置する場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。</p> <p>(6) 牛の運動場は対象としない。</p> <p>(7) 事業終了後、3年以上放牧を継続すること。</p>	補助対象経費の4分の1で、上限は6万円とする。
畜産共進会開催事業	ひろしま農業協同組合庄原地域本部が開催する地域共進会等に要する経費	定額

備考

- 基礎牛とは、生産された60月齢以下の繁殖用和牛とする。
- 地域共進会等とは、庄原市役所支所設置条例（平成17年庄原市条例第9号）第2条に定める所

管区域及び庄原市全域からそれを除く区域ごとに開催される畜産共進会及び子牛共励会とする。

3 繁殖用和牛造成推進事業については、市長が特に必要と認める場合において、概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

様式（省略）